

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構業務方法書新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>（高齢者等の雇用に係る給付金の支給業務）</p> <p>第4条 機構は、機構法第14条第1項第1号の業務として、高齢者等（高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第49条第1項に規定する「高齢者等」をいう。以下同じ。）の雇用機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第104条第1項に規定する<u>高齢者雇用安定助成金</u>（以下「給付金」という。）の支給業務を行うものとする。</p> <p>2 給付金の支給については、雇保則<u>その他厚生労働省が定めるもの</u>に規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。</p> <p>（高齢者等の雇用に係る相談その他の援助業務）</p> <p>第6条 機構は、機構法第14条第1項第2号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1）次のイ又はロに掲げる措置及び支援（以下「高齢者雇用確保措置等」という。）、高齢者等の雇入れ、配置及び職場への適応その他の雇用に関する事項の管理（以下「高齢者等雇用管理」という。）についての相談及び技術的援助を行うこと。</p> <p>イ 定年（65歳未満のものに限る。以下このイにおいて同じ。）の引上げ、継続雇用制度（現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入又は改善その他の当該高齢者の65歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置。</p>	<p>（高齢者等の雇用に係る給付金の支給業務）</p> <p>第4条 機構は、機構法第14条第1項第1号の業務として、高齢者等（高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第49条第1項に規定する「高齢者等」をいう。以下同じ。）の雇用機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第104条第1項に規定する<u>定年引上げ等奨励金</u>（以下「給付金」という。）の支給業務を行うものとする。</p> <p>2 給付金の支給については、雇保則に規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。</p> <p>（高齢者等の雇用に係る相談その他の援助業務）</p> <p>第6条 機構は、機構法第14条第1項第2号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1）次のイ又はロに掲げる措置及び支援（以下「高齢者雇用確保措置等」という。）、高齢者等の雇入れ、配置及び職場への適応その他の雇用に関する事項の管理（以下「高齢者等雇用管理」という。）についての相談及び技術的援助を行うこと。</p> <p>イ 定年（65歳未満のものに限る。以下このイにおいて同じ。）の引上げ、継続雇用制度（現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入又は改善その他の当該高齢者の65歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置。</p>

ロ 年齢にかかわらず働ける企業の普及促進を図るために必要な支援。

(2) ~ (4) (略)

2 (略)

3 機構は、第1項第1号に掲げる業務の一部を行うため、高年齢者雇用アドバイザーを設置するものとする。

(納付金関係業務等)

第10条 機構は、機構法第14条第1項第6号の業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) (略)

(2) 障害法第49条第1項第2号から第7号までの助成金（障害法第73条第1項又は第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。次条第2項及び第12条において「助成金」という。）の支給

(3) 障害法第49条第1項第8号に規定する障害者の技能に関する競技大会に係る業務（障害法第73条第1項及び第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。）

(4) ~ (7) (略)

2 (略)

(職業能力開発促進センターその他の施設の設置運營業務)

第13条 (略)

2 職業訓練等に係る訓練の対象者、教科、訓練時間、設備その他の事項に関する基準は、訓練課程ごとに、職業能力開発促進法施行規則第10条から第15条まで、第36条の2の2、第36条の2の3及び第36条の6から第36条の10までに定めるところによるものとする。

ロ 70歳以上までの定年の引上げ又は継続雇用制度の導入、定年の定め廃止等「70歳まで働ける企業」の普及促進を図るために必要な支援。

(2) ~ (4) (略)

2 (略)

3 機構は、第1項第1号に掲げる業務の一部を行うため、高年齢者雇用アドバイザー及び70歳雇用支援アドバイザーを設置するものとする。

(納付金関係業務等)

第10条 機構は、機構法第14条第1項第6号の業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) (略)

(2) 障害法第49条第1項第2号から第8号までの助成金（障害法第73条第1項又は第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。次条第2項及び第12条において「助成金」という。）の支給

(3) 障害法第49条第1項第8号の2に規定する障害者の技能に関する競技大会に係る業務（障害法第73条第1項及び第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。）

(4) ~ (7) (略)

2 (略)

(職業能力開発促進センターその他の施設の設置運營業務)

第13条 (略)

2 職業訓練等に係る訓練の対象者、教科、訓練時間、設備その他の事項に関する基準は、訓練課程ごとに、職業能力開発促進法施行規則第10条から第15条まで及び第36条の6から第36条の10までに定めるところによるものとする。

3～6 (略)

附 則 (平成25年 月 日業務方法書第 号)

(施行期日)

第1条 この業務方法書の変更は、平成25年4月1日から施行する。ただし、この業務方法書による変更後の業務方法書第10条第1項第2号及び第3号並びに第13条第2項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(定年引上げ等奨励金の廃止に伴う経過措置)

第2条 平成25年4月1日前に雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第 号)第 条の規定による改正前の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第104条第2項第1号イ、同条第4項第1号ハ又は同条第5項第1号イに該当することとなった事業主に対する定年引上げ等奨励金の支給については、なお従前の例による。

3～6 (略)